

省エネ家電・機器買い換え促進による生活者支援事業業務委託仕様書（案）

1 目的

エネルギー価格高騰による家庭の負担軽減を図るとともに、快適・お得で脱炭素（温室効果ガス削減）につながる暮らし方「デコ活」の普及のため、省エネ性能の高い家電製品・機器及び太陽光発電設備の購入者に対し、購入品目に応じたポイント交付等を実施する。

2 業務名

省エネ家電・機器買い換え促進による生活者支援事業業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 定義

- ・ この仕様書において「参加店舗」とは、県内に実店舗を有し、本事業に登録した家電・機器を販売する事業者をいい、県内に実店舗を有しないEC店舗等は含まない。
- ・ この仕様書において「地域協力店」とは、参加店舗のうち県内に実店舗である本店を有し、かつ、家電・機器購入者に対し申請の補助などを行うものとして登録された事業者をいう。
- ・ この仕様書において「申請用チケット」とは、対象製品を購入し、助成交付申請を行う者に対して、参加店舗が交付するチケットをいい、交付の際に県内への居住・住居部分への設置について、参加店舗が身分証の提示や配送場所等により確認するものとする。
- ・ この仕様書において、「ポイント等」とは、キャッシュレス決済サービスのポイント（以下「ポイント」という。）又は商品券等をいう。

5 内容

以下の仕様にに基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受注者が協議し、調整の上、決定すること。

(1) 助成事業の概要

① 概要

実施期間中、参加店舗において対象製品（新品に限る。）を購入し、自らが居住する富山県内の住宅に設置し、助成を申請した者に対し、ポイント等を交付する。

② 助成対象者

助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、参加店舗から対象製品（ウに定めるもの）を購入して自らが現に居住する県内の住宅（併用住宅の場合は、店舗や事業所部分への設置を除く。）に設置した者とする。

③ 対象製品

助成の対象とする製品はエアコン、冷蔵庫、LED照明器具及び高効率給湯器及び太陽光発電設備とし、資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」に掲載されてお

り、統一省エネラベルの省エネ性能が一定以上の評価をされているもの等とする。

④ ポイント等原資

530,000,000 円以内

(2) 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和8年4月中旬から令和9年2月26日（金）までとし、次の業務を行うこととする。

① 参加店舗の募集

令和8年4月中旬から5月31日（日）まで

② ポイント等交付申請の受付

令和8年5月中旬から12月25日（金）まで

※ポイント等原資の予算上限に達した時点で終了

③ 問合せへの対応

令和8年4月中旬から令和9年2月26日（金）まで

※ 具体的な期間については、委託契約締結後、県との協議により決定するものとする。

(3) 事務局の設置

受注者において、次の①から③までに基づき事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行うこと。

① 事務局は、受注者が確保する場所に設置すること。

② 事務局に業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

③ 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配及び確保すること。

(4) 専用ウェブサイトの構築及び維持・管理

事業に係る専用ウェブサイトの設置

次の内容・機能をもつ専用ウェブサイトを構築し、委託契約が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。

ア 専用ウェブサイトの内容

- ・ 事業内容の告知
- ・ 省エネ家電・機器導入のメリット（経済性・快適性の向上、温室効果ガス排出量の削減）を伝える内容
- ・ 太陽光発電設備導入のメリット（経済性の向上、温室効果ガス排出量の削減、災害時の備え）を伝える内容
- ・ 参加店舗リストの閲覧・検索
- ・ 対象製品リストの閲覧・検索
- ・ ポイント等の申請状況の告知
- ・ 参加を希望する店舗からの登録申請受付（専用フォーム）
- ・ 助成対象者からのポイント等交付申請受付（専用フォーム）
- ・ 参加を希望する店舗及び助成対象者に対し、分かりやすく申請方法を伝える内容
- ・ 質問事項の受付、FAQ（よくある質問事項）の掲載
- ・ 県が指定する情報へのリンクの貼付（デコ活など）

イ 専用ウェブサイトの要件

- ・ 富山県庁情報セキュリティ基本方針に準拠すること。

- ・県が行うホームページの脆弱性診断への必要な協力を行うとともに、対処が必要な脆弱性が発見された場合は、適切な対処を行うこと。
- ・利用者が閲覧しやすいものとする。特にスマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更されるなど、スマートフォンユーザーにも配慮すること。
- ・Windows、MacOS、iOS、AndroidのOSに対応する主要なブラウザ(MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari等)で閲覧可能であること。
- ・個人情報を取り扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を講ずること。
- ・専用ウェブサイトの作成に当たっては、構成・デザイン等の案を県に提出し、県と協議した上で内容を決定すること。

(5) コールセンターの設置及び運営

事業に関する各種問い合わせに電話対応するコールセンターを設置し、その運営を行うこと。なお、コールセンターについての基本的事項は次のとおりとし、詳細は県との協議により決定する。

① コールセンターの開設期間

次のア及びイの期間、午前10時から午後5時までの時間帯（平日のみ）を含めるものとする。

ア 参加店舗向けコールセンター

- ・令和8年4月中旬から令和9年2月26日（金）まで

イ 助成対象者向けコールセンター

- ・令和8年4月中旬から令和9年2月26日（金）まで

② 共通事項

ア コールセンターの運営に必要な電話設備等の一切については受注者が用意すること。

イ 頻出する問い合わせ事項についてはFAQとしてまとめ、専用ウェブサイト上に掲載すること。

ウ FAQの内容は、随時更新することとし、内容について事前に県の承認を得ること。

(6) 事業に係る広報

- ・広報に当たっては、専用サイトへのコンテンツ掲載や、広報物（ポスター、チラシ、動画等）の作成・配布等、県民及び店舗等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。
- ・グッズ（ステッカー、POP等）を用いた店舗における広報を行うこと。
- ・上記の広報物及びグッズには、デコ活の促進のため、省エネ家電・機器の導入による経済性・快適性の向上や温室効果ガス排出量の削減に関するメリットを県民へ効果的に伝える内容も盛り込むこと。また、参加店舗にもデコ活の促進への協力を求めること。
- ・上記の広報物及びグッズについてはいずれも電子データを製作の上、専用サイトに掲載し、ステッカーについては印刷物として対象店舗に送付すること。

(7) 参加店舗の募集及び登録等

① 参加店舗

参加店舗は次の要件を満たすものとし、申請については、専用フォームによるオンライン申請又は紙による申請により受け付けること。

ア 対象製品に統一省エネラベルを表示し、省エネ性能等について適切に案内すること。

イ 事業実施に必要な手続き（広報宣伝、購入者への説明、助成対象者の申請補助、助言等）を行うこと。

ウ 事業に関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。

エ 事業実施に関する法令等（特定家庭用機器再商品化法等）を順守すること。

② 事業に参加する店舗の募集

ア 業務委託契約締結後、速やかに参加店舗の募集を開始すること。申請については随時受け付けること。

イ 募集期限は令和8年5月31日（日）を基本とし、県との協議により決定すること。

③ 参加店舗の登録・公表

ア ①の申請を受け付け、要件を満たす店舗を参加店舗として登録し、専用ウェブサイトへのリスト掲載などにより周知すること。

イ 専用ウェブサイトへの掲載については、市町村単位で整理することや検索機能を設けることにより、助成対象者が閲覧しやすいものとする工夫を施すこと。また、参加店舗が地域協力店であるかわかるように区別して掲載すること。

④ 参加店舗への説明及び印刷物等の送付

参加店舗に対し、ポイント等の交付申請書の受付開始前までに説明会（富山市内、1回程度）を開催する（会場設営等の業務を含む）ほか、次のアからエまでの印刷物等を送付すること。なお、交付申請受付開始後に登録した参加店舗については、随時、説明の実施及び印刷物等の配布を行うこと。

説明に当たっては、事業内容や参加店舗が行う業務の内容がわかりやすいよう、説明動画を用意するなど工夫を施すこと。

ア 事業の趣旨及び内容並びに参加店舗が行う業務の内容を説明するマニュアル

イ 対象製品の購入者がポイント等の交付を申請する際に使用する、重複申請や不正利用を防ぐために一意のコード等を付したチケット（以下「申請用チケット」という。）

ウ (6)で作成した広報物、グッズ等

エ その他、県が必要に応じて指定する印刷物等

⑤ 参加店舗の登録取消し

次のいずれかに該当する参加店舗があることが判明した場合は、当該店舗の登録を取り消すものとする。

ア 法令等に違反している場合

イ 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合

ウ その他、参加店舗として不適当と認められる場合

(8) 助成対象者へのポイント等交付

助成対象者からの交付申請の受付、ポイント等の交付は次により行うこと。

① 対象製品リストの作成及び更新

専用ウェブサイトに対象製品リストを掲載すること。なお、その製品は「省エネ型製品情報サイト」に掲載されているもの等とし、更新頻度は1週間に1回以上内容を確認の上、必要に応じて行うこと。

② ポイント等の種類

助成対象者へ交付するポイント等の種類は、次に掲げるものとする。

【ポイント】

PayPay ポイント、Ponta ポイント、WAON ポイント、楽天 Edy ポイント、nanaco ギフト、d ポイント、TOYAMA ONE Wallet

【商品券等】

富山県産品ギフトカード「トヤマカード」、交付額が1万円未満の場合に交付する商品券等（企画提案内容を基に県と受注者が協議し、調整のうえ、決定すること。）

③ ポイント等の交付額

製品ごとに省エネ性能や能力・容量等に応じて県が決定する額（表1）を交付額とする。

また、地域協力店で対象製品を購入した場合は、交付額を2倍とする。

表1 交付額一覧

品目	能力・サイズ	統一省エネラベル 省エネ性能等	交付額 (円)
エアコン	～ 2.2 kW	★3以上	10,000
	2.5 kW ～ 2.8 kW	★3以上	10,000
	3.6 kW ～	★3以上	10,000
冷蔵庫	51 L ～ 350 L	★3以上 かつ省エネ基準達成率 100%以上	10,000
	351 L ～ 450 L	★3以上 かつ省エネ基準達成率 100%以上	10,000
	451 L ～	★4以上 かつ省エネ基準達成率 100%以上	10,000
LED 照明器具	シーリング・ ペンダントタイプ	★4以上	1,000
高効率給湯器	電気温水機器 ガス温水機器	★3以上	30,000
	ハイブリット給湯機	一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が 108.0%以上のものであること。	30,000
	家庭用燃料電池	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の家庭用燃料電池システム（エネファーム）機器登録要領第4条に掲げる要件を満たし、登録を受けたものであること。	
太陽光発電設備	2kW 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・商用化され、導入実績があるものであること。 ・助成対象者が設備の所有権を有すること。 ・電気事業法第2条第1項第5号に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ・発電する電力量のうち、自家消費する電力量の割合が30%以上となるように努めること。 	50,000

④ ポイント等交付に係る手続き

- ・ポイント等の交付申請手続きは、専用フォームによるオンライン申請により受け付けること。
- ・申請方法については、転売目的の購入等不正な申請を防ぐための措置を講ずるとともに、事業の趣旨を踏まえ、助成対象者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。

ア ポイント等交付の流れ

- (ア) 参加店舗は、対象製品の購入者に申請用チケットを交付
- (イ) 助成対象者が専用フォームに必要情報を入力して申請
- (ウ) 事務局において申請を受け付け、内容を審査
- (エ) 申請内容が適当と認められる場合は、ポイントでの交付については交付に必要な情報を電子メール等で送信。商品券等については郵送。

イ 申請時に必要となる事項及び添付書類

次の事項を基本とした専用フォームを設けること。なお、専用フォーム作成に当たっては、プルダウンにするなど可能な限り入力を簡素化する工夫を施すこと。詳細については、委託契約締結後、県との協議により決定するものとする。

- (ア) 申請情報
氏名、フリガナ、住所、電話番号、メールアドレス
- (イ) 購入情報
購入品目、製品型番、対象製品購入日及び設置日、購入店舗、対象製品の購入金額（税抜本体価格のみ、取付費等を除く。）
- (ウ) 添付資料
次の a から d までの画像を添付すること。
 - a 購入製品のレシート等
 - b メーカー保証書等
 - c 対象製品設置に係る証明書（納品書又は取付工事注文書や配送注文書、配送が不要な者は誓約書）
 - d 製品の設置状況のわかる画像

⑤ ポイント等助成申請に係る審査

受注者は、助成対象者から交付申請があったときは、④のイ(ア)から(ウ)に基づき、次の審査を行うこと。

- ア 必要事項（添付書類を含む。）に不足がないこと。
- イ 申請者が富山県民であること（入力内容、レシート、保証書（以下「入力内容等」という。）により確認）。
- ウ 購入品が対象製品であり、新品購入であること（入力内容等により確認）。
- エ 交付額（入力内容等により確認）
- オ 購入日及び設置日が対象期間内であること（入力内容等により確認）。
- カ 購入先が参加店舗であること（入力内容等により確認）。

⑥ ポイント等の交付

審査の結果、適当と認めるものについては、有効な申請があった日から起算して概ね3週間以内に助成対象者に対しポイントの交換に必要な情報を電子メール等で送信又は商品券等の交付を行うこと。

なお、申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、助成対象者に確認の上、申請内容の修正や添付書類の追加提出を受け付ける等の対応を行うものとするが、ポイント等の交付が不適と認められる場合は、助成対象者に対し、ポイント等の交付が不可の旨及びその理由について、電子メール等により通知すること。

(9) 報告等

- ① (7)で登録した参加店舗について、一覧表を作成し、追加登録になった参加店舗がある場合には、随時、県に報告すること。
- ② (8)の交付状況について、助成申請台帳を作成し、1週間に1回程度、台帳（電子データ可）を県に提出すること。
- ③ ポイント等の交付期間終了後、以下の事項をまとめた報告書を県に提出すること。
ア ポイント等交付状況について、購入品目、額、メーカー、容量別、店舗、エリア等で集計したもの
イ 本事業の効果について、助成対象者の属性や買換状況、地域協力店の利用状況等で集計したもの

6 成果品

(1) 成果品

- ① 実施報告書（5(9)③を含む。） A4判 1部
- ② ①及び業務実施にあたり収集・作成したデータを収納した電子媒体（DVD-R）1式

(2) 提出期限

令和9年3月12日（金）

(3) 提出場所

富山県生活環境文化部環境政策課

※ 報告書等の印刷物及び電子データの仕様及び記載事項は、県と別途協議のうえ決定する。

7 その他留意事項

- (1) 受注者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 各業務の実施に当たり、必要となる関係者との連絡調整、各種申請等の事務は受注者が実施するものとする。
- (4) 各業務の実施において物品等を調達する場合は、「富山県グリーン購入調達方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- (5) 個人情報については、以下のとおり取り扱う。
 - ・ 申請者等の情報については、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び「別記 個人情報取扱特記事項」を遵守すること
 - ・ 申請者等の情報については、不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、技術面及び組織面において安全対策を講ずること
- (6) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (7) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」

という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

- (8) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (9) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及びポイント等の交付事務を含む体制表を作成し、県に提出すること
- (10) 委託事業の実施に要した経費に関する帳簿については、全ての証拠書類を備えた上で、委託事業の完了日の属する年度の終了後の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (11) 仕様書に記載のない事項や仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議しその指示に従うこと。